

1月1日から延滞金の計算方法が変わりました

■延滞金とは

地方税を納期限までに完納しない場合に、遅延利子の意味で課せられる徴収金をいいます。納期限の翌日から納付までの期間に応じて計算されます。

		本則(注1)	特例	基準による割合
平成30年 1月1日～ 12月31日	納期限の翌日から1カ月を経過するまで	7.3%	特例基準割合+1%	2.6%(注2)
	納期限の翌日から1カ月を経過した日以後	14.6%	特例基準割合+7.3%	8.9%(注2)

■特例基準割合の定義

各年の前々年10月～前年9月の各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

■延滞金

特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。

(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合)

(注1) 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。

(注2) 特例基準割合を、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利(0.6%) + 1% = 1.6%」として算出しています。

〈問い合わせ〉税務課 収納係 TEL (67) 2703

明神池でゆっくりくつろいで テーブル・椅子の寄贈

明神池名水公園に、高宮忠さん(吉田一)から、テーブルと椅子の寄贈がありました。

「明神池を訪れる観光客にゆっくりくつろいでほしい」との思いで、平成19年にも木製テーブルと椅子を寄贈されており、以前寄贈したものが天候などにより腐食したため、今回はコンクリート造にされるなど、工夫されています。

同公園の管理を行っている興梠二雄さん(吉田一)は、「観光客の皆さんがお弁当を食べたりと、使用されているので、本当にありがたい」と感謝を述べられていました。



寄贈された椅子とテーブル

谷人たちの美術館

2018年度参加者募集

村内在住の物づくりをされている作家さんやギャラリーオーナーの方、手作りの技をお持ちの方、谷人たちの美術館に参加して村の魅力を私たちと一緒に発信していきましょう。

村の農産物、特産物を作られている村民の皆さま、谷人たちの各参加会場で展示販売し、村自慢、腕自慢をしてみませんか(参加費無料)。

詳しくはお問い合わせください。

■展示期間 10月1日(月)～10月14日(日)

■参加費 【谷人たちの美術館】 5,000円

※新規入会者は別途6,000円が必要です。
(入会金3,000円・ホームページ作成費3,000円)

【村自慢・腕自慢】 無料

■締め切り 4月20日(金)



〈問い合わせ〉

谷人たちの美術館実行委員会 TEL080 (6409) 7003